

定 款

一般社団法人 ブルースター横浜

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人ブルースター横浜と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、依存症者及びその周辺の人々に対して身体的・心理的・社会的援助を提供することにより、依存症からの回復と社会復帰を支援し、社会の健全な発展と精神保健、青少年の健全育成、および福祉医療の増進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害者福祉サービス
2. 依存症をはじめとする精神障害者などに対するディケア・ナイトケア施設の設置・運営
3. 依存症をはじめとする精神障害者及び家族などに対する相談・支援
4. 依存症者を家族に持つ方のための教育プログラムの実施
5. 関係機関とのネットワークの構築
6. ニュースレター・書籍の製作、発行
7. 講演活動
8. 教育研修の実施
9. セミナー・ワークショップの実施
10. 保健医療や福祉の増進を図る活動を行う団体、青少年の健全育成を図る団体の運営に関する連絡、助言ならびに援助活動
11. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第 5 条 当法人は、当法人の機関として、社員総会及び理事以外に監事を置く。

第 2 章 社 員

(入 社)

第 6 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第 7 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第 8 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
4. 1年以上会費を滞納したとき。
5. 除名されたとき。
6. 総社員の同意があったとき。

(退 社)

第 9 条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第 10 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事

由があるときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第 11 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第 13 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招 集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して発する。
- 3 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議の方法)

第 15 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 16 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議 長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故又は支障があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議・報告の省略)

第 18 条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して、社員総会の日から 10 年間当法人の主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役 員 等

(役員の設定等)

第 20 条 当法人に、理事 3 名以上 12 名以内を置く。
2 当法人に、監事を 2 名以内置く。
3 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 21 条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。
2 代表理事は、社員総会の決議によって選定する。
3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第 22 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

- 第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 増員により選任された理事又は監事の任期は、他の在任理事又は監事の任期の満了する時までとする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解 任)

- 第 25 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第 26 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 基 金

(基金の拠出)

- 第 27 条 当法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

- 第 28 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 29 条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第 30 条 基金の返還手続は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 31 条 当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第 33 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産)

第 34 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似する事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人又は国もしくは地方公共団体に贈与する。

第 7 章 附 則

(法令の準拠)

第 35 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。



上記は、当法人の定款と相違ありません。

令和 3年 4月01日

一般社団法人ブルースター横浜

代表理事 則井 博文

